

人権という希望

2012/6月

題字には、人権はどんな苦しさものりこえる希望の力だ、という意味をこめています。

第19回子どもたちからの人権メッセージ発表会

多摩地区 13 市の小学生がメッセージを発表します。今年は国分寺市が中心になって準備を進めています。発表会では国分寺市第四小学校6年生と双葉学級、第五小学校5年生、早稲田実業学校初等部6年生が発表します。

9月8日（土）午後1時～4時
国分寺市立いずみホール

※昨年度は第三小学校6年の須田智香さんが国分寺市の代表として三鷹市芸術文化センター風のホールで発表を行いました。[増田]

第12回人権のつどい

今年、創設 100 周年を迎えた社会福祉法人至誠学舎立川の高齢者総合福祉施設至誠ホーム長橋本正明さんに高齢者・子ども・障害者の取り組みを通して人権について語っていただきます。貴重な機会です。今からご予約ください。

12月1日（土）
午後1時30分～4時30分
国際文化理容美容専門学校
国分寺校 ホール（JR国分寺駅南口徒歩3分）



千の風になって～新井満さんを迎えて

平成 23 年度の第 11 回人権のつどいは、平成 23 年 12 月 3 日（土）に国際文化理容美容専門学校国分寺校ホールにて、尺八演奏、中学生人権作文の表彰式と「千の風になって」～絶望の中から立ち上がる希望～というテーマで、新井満氏の著書「希望の木」の内容に沿って、3.11 東日本大震災で話題になった陸前高田市の「奇跡の一本松」を取り上げ、家族愛と再生の詩の朗読と音楽を国分寺市の「人権のつどい」で初めて披露していただきました。[熊谷]

みんなで育てよう 人権の花

毎年、市内小学校のみなさんに花を育ててもらっています。種から開花するまで育てることを通して、生命の尊さや他人を思いやる優しい心を身につけてもらうのが目的です。昨年度は第九小学校・第十小学校のみなさんがサルビアとマリーゴールドを育てました。今年度は第一小学校・第二小学校にお願いしています。[増田]



第九小学校2年生



第十小学校3年生

第九小学校2年生の感想

- ・マリーゴールドの花びらはとてもすてきでした。かんさつできてよかった。
- ・たねをうめるとき「どんな花がさくのかな?」と思っていました。

第十小学校3年生の感想

- ・大切に世話をしてきれいな花が咲いてよかったと思った。
- ・花が咲いたのを見て、やさしい気持ちになった。

人権標語



学校で取り組んでいただいた作品を紹介いたします。

- ・毎日が やさくなるね 思いやり (三小 2年3組)
- ・ありがとう 心にひびく 思いやり (三小 3年1組)
- ・考えよう 相手が傷つく その前に (三小 5年2組)

※三小はクラスで取り組みました。

- ・思いやり みんなもてば すてきなえがおを 作れるよ (岩本 直也 八小 2年1組)
- ・ごめんなさい まほうの言葉で みな笑顔 (金谷 優名 八小 4年2組)
- ・ありがとう この一言で みんなの気持ちが変わるかも (森 龍太 八小 5年2組)

子どもの人権 SOSミニレター実施

昨年も全国小中学生を対象に、手紙で子どもの相談を受け付けるミニレターを実施しました。東京都全体でも多くの手紙が寄せられました。いじめに関する相談がたくさんありましたが、一人で悩んでいること、困っていることを誰にも相談できず、「手紙だったら」と勇気を出して寄せてくれたものと思います。人権擁護委員が一人ひとりに心を込めて返事を書きました。[増田]

中学生 人権作文コンテスト

毎年、国分寺市内の全ての中学校から人権作文の応募があります。昨年は、702編の応募作品があり、人権擁護委員6名が参加し投票により、東京都大会への出品作文や市長賞を選抜しました。今年は、東日本大震災や原発事故もあり、それに触れた作文も多数ありました。また、最近インターネットなどからの情報を基にした作文も増えていますが、自分の体験した事柄から人権を考えた作品に心を打たれます。

平成23年度国分寺市長賞受賞者

- 安全とは～戦争を通して～ ・・・長井 健太（一中 3年）
- 特別支援学級 ・・・青木 美月（二中 3年）
- いくらでもまだ変わっていきける ・・・上田 庸市（二中 3年）
- お母さんの仕事 ・・・前出 彩音（二中 3年）
- ちょっとした勇氣 ・・・小野 良（四中 2年）

（学校別 五十音順）

[小部]



人権Q&A

Q：私は 80 歳になる男性です。この年になりますと私の財産を誰に相続させるかを考えてしまいます。私には子どもがなく妻と二人の兄弟がいるのですが、兄弟はそれぞれそここの資産を有しており生活に困ることはありませんので全ての財産を妻に相続させたいと考えています。可能でしょうか。ちなみに私の資産は私たち夫婦が住んでいる土地建物と少しばかりの預金です。

A：遺言書でその旨を定めておけば可能です。遺言書がなければあなたの資産は4分の3が奥さんに、4分の1がご兄弟に相続されることとなります。法定相続人の中でも子どもや配偶者それと親には遺留分があり遺言書で相続させないと定めても一定の割合で相続権が認められますが、兄弟姉妹には遺留分が認められていませんので、全てを奥さんに相続させるという遺言書があればそのとおりの効果が認められるのです。ただ、遺言書は決められた形式に従って作成しなければ無効にされてしまいますので注意してください。[川森]

親として認めること できること 周りでできること

私達は、生きていく上で必要な環境を整えて安心して暮らせるように社会を作っています。子育て中、よそのお子さんと違うのではないかと不安を抱えておられましたら、1日も早い決断が必要だと思えます。お子さんも見えないものに不安で苦しんでいると思えます。本当に大切なことは、お子さんにとって必要な環境を整えていくことだと思えます。

そして、どのお子さんにも安心して暮らせるようそれぞれの環境を整えていくことが周りの大人達の大切な役割でもあると思っております。

[木下]



新しい人権擁護委員が決まりました

人権擁護委員は、人権にかかわる問題の解決や人権尊重社会への理解を広めるため、さまざまな活動や人権相談を行っています。

4月1日から、新たに川森憲一委員（東元町在住）、村原町子委員（高木町在住）の2人が法務大臣より人権擁護委員として委嘱され、再任の熊谷淳委員（東元町在住）、小部正治委員（泉町在住）、木下るみ子委員（西元町在住）、増田加代子委員（本多町在住）の4人とあわせ、国分寺地区の人権擁護委員は6人になりました任期は3年間です。人権擁護委員としてご活躍の梓澤和幸委員（平成11年5月より）、石川てる代委員（平成21年4月より）の両委員は3月末日をもって退任されました。長い間ありがとうございました。



川森憲一委員

北海道札幌市出身です。昭和40年、私が15歳の時から国分寺市に住み始め、今では国分寺がわが町ふるさとの思いであります。人権擁護委員をお受けするに当たって、弁護士としての経験をどのように生かすかということとともに「心」・「愛」を感じていただけるような活動を心掛けたいと思っております。



村原 町子委員

この度、委員の任を受け、人権擁護という大切な活動に携わることになり、身の引き締まる思いで、とても緊張しています。

私は、娘の小学校入学を機に青少年育成活動に参加して、キャンプをしたり、お菓子作りをしたり、様々な行事を通して、地域子ども達の成長を見守ってきました。子ども達をとりまく環境や、当たり前だった権利や考え方も、少し変わってきたように感じています。『鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい。』やさしい金子みすゞの詩が私は大好きです。違うことのすばらしさや、思いやりの気持ちが広がるような人権擁護の活動ができるよう、先輩委員の皆様に教えていただきながら、一生懸命に頑張りたいと思っています。よろしくお願いいたします。

人権身の上相談

あなたの人権が侵害されたとき、生活の悩みや不安を抱えているときお気軽にご相談ください。

人権擁護委員が相談を受けています。

相談は無料、秘密は厳守します。

どなたでも、ご利用になれます。お電話でご予約ください。

毎月第2木曜日

午後1時～4時（一人1回30分）

場所 男女平等推進センター相談室ひかりプラザ内

予約電話 042-573-4378

（人権身の上相談日程）

7月12日	12月13日
8月9日	1月10日
9月13日	2月14日
10月11日	3月14日
11月8日	

発行：国分寺地区人権擁護委員

問合せ：国分寺市市民生活部男女平等人権課

〒195-0034 国分寺市光町1-46-8ひかりプラザ内 電話：042-573-4378